

ユニセフ日本型子どもにやさしいまち構成要素による評価【富谷市】（令和7年度）

【評価の流れ】

担当部署における自己評価
・市役所全庁においてユニセフ「日本型子どもにやさしいまちモデル構成要素チェックリスト（※）」【富谷市版】を用いてルーブリック評価を実施しました。
・評価内容について、子どもにやさしいまちづくりの視点でヒアリングを実施しました。
※チェックリストの内容は同じページ内の「日本型子どもにやさしいまちモデル構成要素チェックリスト」【富谷市版】をご覧ください。

構成要素ごとの評価
・10の構成要素ごとの各項目において、各課での評価、取組の過程、進捗度を踏まえ、「市全体の取組」としての視点で事務局がルーブリック評価を行いました。
・判定基準を定めて、構成要素ごとに点数化しました。
・◎、○の割合が、 80%以上→5 60～79%→4 40～59%→3 20～39%→2 20%未満→1

総合評価
・ルーブリック評価と判定基準により点数化した10の構成要素の評価の内容と数値の平均を富谷市の令和7年度の評価としました。

構成要素			評価	前年度 評価	評価理由及び根拠	評価を踏まえた今後の取組
1	子どもの参画	自分たちに影響を及ぼす問題への、子どもたちの積極的参画を推進すること。意思決定プロセスで子どもたちの意見に耳を傾け、それを考慮に入れること。	5	5	こどもの意見を反映させることについて、全庁的に意識して取組及び検討が行われており、特にこどもに直接関わる事業・取組において、既に実施に至っているものが多い。この背景として、市役所職員や関係機関(市内保育施設、児童クラブ、障害児福祉関連機関等、こどもと日常的に関わる機関)への各種研修等を通じて、こどもの意見の尊重や反映についての理解が広がっていることが考えられる。 特に令和7年度は、こどもも含めたすべての世代の福祉の推進について令和8年度に策定される地域福祉計画に向けてのアンケートや、子どもにやさしいまちづくり条例制定にあたり、小学生～高校生のこどもたちからの意見聴取やその意見を反映したことが大きな取組であった。	こどもたちの積極的な参画を促すことや、こどもたちの意見を聴き、それを考慮に入れることについて、既に実施している事業・取組は継続していく。こどもに関する事例について、こどもたち自身が意見を聴かれる機会が設けられるよう、検討を進めていく。 また、子どもにやさしいまちづくり条例の施行に伴い、条例やその理念の普及啓発にも努めていく。
2	子どもにやさしい法的枠組み	すべての子どもの人権を一貫して促進・保護する条例、規則の枠組みおよび手続を確保すること。	4	4	総合計画前期基本計画の基本目標のうちの一つの施策に「子どもにやさしいまちづくり」が位置付けられたこと、さらに富谷市子どもにやさしいまちづくり条例が制定されたことにより、本市におけるこどもの人権や意見の尊重に関して、様々な取組が行われている。 また、その他に、こどもの人権や権利保障に直接的に関係する計画ではなくとも、見直し時における第三者の参加者として、こどもも含まれている。 昨年度まで本市の課題点であった、こどもたちの権利侵害に対する救済については、子どもにやさしいまちづくり条例に条文として明記しており、今後、具体的な取組として検討を重ねていくこととしている。	各種計画や条例、規則等の制定や見直しの際には、子どもの権利条約の4つの一般原則の理念が反映されるよう意識していく。 また、権利侵害に対する救済の確保や権利擁護・苦情申立て手続等については、他自治体等を参考にしながら引き続き検討を進めるとともに、こどもたち自身にも権利救済等の手続について周知できるよう取り組んでいく。
3	子どもの人権を保障する施策	子どもにやさしいまちづくりのための詳細かつ包括的な戦略ないし項目を、条例にもとづいて策定すること。	5	5	総合計画前期基本計画において、基本目標のうちのひとつの施策に「子どもにやさしいまちづくり」が位置付けられたこと、また、富谷市子どもにやさしいまちづくり条例が制定されたことにより、各課で所管している計画との整合性が図られ、本市の子どもにやさしいまちづくりの方向性について、第三者等を含めた幅広い協議が行われることにつながっている。 また、男女共同参画基本計画において、幼児教育や学校教育における男女共同参画について盛り込まれていることも、こどもの人権を保障する施策の展開として重要である。	子どもにやさしいまちづくりにについては、総合計画前期基本計画、子どもにやさしいまちづくり条例等に基づき実施していく。また、それらを含む各種計画については、第三者を含めた協議や実施評価を行う予定である。引き続き、各戦略策定時には子どもの権利条約の視点に立ち、こども自身に影響を与える事例については子どもの権利条約の視点に立ち、こども自身に影響を与える事例について、こどもの意見を十分に取り入れる機会を設けていく。 また、令和8年度には、子どもにやさしいまちづくり条例の概要版を全戸配布するとともに、こどもを対象としたリーフレットを作成し、子どもにやさしいまちづくりの理念等の普及啓発に努める。
4	子どもの人権部門または調整機構	子どもの視点が優先的に考慮されるようにするための恒久的な体制を地方自治体のなかで発展させていくこと。	5	5	全庁的な取組の推進および市民や地域とオール富谷で子どもにやさしいまちづくりを展開することを目指し、富谷市子どもにやさしいまちづくり条例を制定した。以前より、子どもにやさしいまちづくり推進庁内連携会議を設置し、庁内の調整を図ってきたが、条例において施策の総合的な調整及び推進を図る役割として改めて同会議を位置づけた。事務局は、引き続き子育て支援センターに設置されており、子どもにやさしいまちの推進や、こどもに影響を及ぼす政策の調整に関する取組を行っている。	今後も事務局が全庁的な推進について働きかけを行い、推進庁内連携会議や推進に関する会議の開催を継続していく。総合計画前期基本計画(令和12年度まで)、富谷市こども計画～とみやこどもにやさしいまちプラン(令和7～11年度)、富谷市子どもにやさしいまちづくり事業実践行動計画(令和7～9年度)に基づき、子どもにやさしいまちづくりやこどもに関する取組を実施していく。
5	子どもへの影響評価	子どもにやさしいまちづくりの施策が子どもたちに与える影響を、事前に、実施中および実施後に評価するための制度的プロセスを確保すること。	5	4	令和7年度においても総合計画審議会への中学生の参加が継続され、その他にも、地域福祉計画の策定にあたり中学生～高校生を対象としたアンケート調査を実施したほか、子どもにやさしいまちづくり条例の制定にあたり、こどもでも分かりやすい文案について小学生に意見を求めるなど、こどもたちが事前事後のプロセスに関わる機会の広がりが見られる。また、特定集団のこどもに対する取組としては、各課の計画において特定集団を含む全てのこどもを対象とした計画策定がされていることに加え、ひとり親家庭のこども等を対象とした新たな取組が行われている。事前事後の評価プロセスにおいては、引き続き外部評価も行っている。	計画の策定等、事前事後のプロセスにこどもが関わる機会の広がりが見られており、今後もそのような機会を広げられないか検討を行う。こどもへの影響評価については、こども自身による評価、第三者による評価ともに、どのようなプロセスに取り入れられるのかを検討を続けていく。また、子どもにやさしいまちづくり事業への第三者による評価として、令和9年度に子どもにやさしいまちづくり事業実践自治体承認審査を控えており、なお一層の推進を図っていく。
6	子どもに関する予算	子どものための十分な資源配分と予算分析を確保すること。	5	5	資源や予算の配分については、行政実績報告書や各種会計決算書により、予算配分の公正性について議会で承認を得ており、公正性は保たれている。また、その予算策定のプロセスや使途、各課が所管する主要な事業予算は広く公表されている。 こどもに関する予算については、対外的な取組紹介等を通じて一部のこどもたちに公表しているものの、「子ども向けの予算」の作成にあたっては、掲載内容等も含め、検討を要する段階である。	現時点で予算配分の公正性は保たれており、今後も予算配分の公正性が保たれるよう、取組を継続していく。こどもに関連する事業だけを抽出した「子ども向けの予算」の作成については検討を重ねるとともに、広報紙やホームページによる情報発信等を継続し、こどもにも分かりやすい記載についても検討していく。
7	子ども報告書の定期的発行	子どもたちおよび子どもの権利の状況に関する十分なモニタリングとデータ収集を確保すること。	5	5	「子ども報告書」という名称の報告書は定期発行されていないが、行政実績報告書や福祉・教育部局のこどもに関わる計画等、類似した報告書により、データの収集や公表、施策への活用、こどもやこどものために働く人への情報提供が行われている。また前年度に実施した市民アンケート結果を基に、分析を検討している。	こどもについてのデータ収集や政策立案への活用を継続するとともに、こども報告書の役割を果たすためのデータの収集や施策への活用について、検討を続ける。 また、子どもにやさしいまちづくりに向けた進捗度についても、データを収集したうえで判断できるよう、判断方法について検討を重ねる。
8	子どもの人権の広報	おとなおよび子どもの間で子どもの人権に関する認識が定着するようにすること。	5	5	第2次男女共同参画基本計画の策定において、「幼児教育・学校教育における男女共同参画の実現」を基本目標の一つに掲げたことで、こども、教職員、保護者等の人権や男女共同参画に関する理解の促進が図られた。こどもに対しては、令和6年度から実施されている学級憲章づくりの取組が継続されており、また、法務局や人権擁護委員会による人権教室等が行われている。全庁的な取組を継続してきたことにより、こどもの人権に関する研修を受講した管理職において、「こども主体目線」についての理解の広がりが見受けられる。	こどもの人権について、大人だけでなくこども自身の理解が深まるよう、継続して周知啓発に取り組む。小中学校で実施されている学級憲章の取組については、こども自身が子どもの権利について学ぶ機会として継続されるよう促していく。また、職員向けに子どもにやさしいまちづくりに関する研修の機会を検討し、受講機会の確保と積極的な参加を進めていく。
9	子どものための独立したアドボカシー	子どもの人権を促進するため、NPO等の支援、独立の人権機関・子どもオンブズマンや子どもコミッショナーの設置を進めること。	4	4	多岐にわたるNPO、企業等とのパートナーシップを発展させ、連携を継続している。連携先事業者とは意見交換を行い、対等であることを前提としたパートナーシップを結んでいる。また、地域の課題解決に向けて公益的な活動をしている市民団体の登録制度を整備し、次年度からのさらなる活動支援の充実を図る取組が見られる。	今後も全庁的に企業やNPO等とのパートナーシップを発展させていく。その中で、市民活動団体が活動しやすい環境整備を行うことで、さらなる連携体制を構築・発展させていくことを目指す。また、NPO等には、管理的ではない適切な支援を行い、同じ目線に立つて情報を共有し、連携・協力を図っていく。すでに行われている取組の中で、こども・若者主導の団体活動が行われている場合には、それらに対する奨励支援の方法を検討していく。こどものための自律的な人権機関(こどもオンブズマン、こどもの権利コミッショナー)の設置については、今後検討していく。
10	子どもにやさしいまちづくり宣言と基本とする取り組み(富谷市オリジナル要素)	「富谷市子どもにやさしいまちづくり宣言」の5つの柱を基本とした取り組みを実施すること。	5	5	子どもにやさしいまちづくりに関する取組は、全庁的に積極的に実施されている。条例制定に伴って実施された取組や、はじめの100か月の育ちまじろ啓発事業等、新規に実施された事業・取組のみならず、昨年度やそれ以前から実施されてきた取組についても、引き続き実施されているものが多く、子どもにやさしいまちづくりの取組として継続性が見られている。また、こどもの意見を聴き、まちづくりに活かす取組として、年齢や発達段階に応じた意見聴取や発表の機会が各課の事業において設けられており、全庁的な取組の広がりが見られている。	構成要素10は富谷市独自のものであり、その項目を子どもにやさしいまちづくり条例の基本理念に据えている。このことにより、今後も5つの項目を柱として、全庁的な取組を継続して行っていく。 これまでこどもの意見の聴取は各課の所管事業の中で行われていたが、聴取した意見を実際の施策等へ反映させる動きも見られ始めている。これらの前向きな変化がより一層推進されるよう、市役所のみならずオール富谷で取り組んでいく。
総合評価			構成要素1～10の評価の平均	4.8	4.7	